



明治学院大学機関リポジトリ
<http://repository.meijigakuin.ac.jp/>

Title	論理法学から見た法の概念
Author(s)	吉野，一
Citation	明治学院大学法科大学院ローレビュー = Meiji Gakuin University Graduate Law School law review(6): 7-24
Issue Date	2007-03-00
URL	http://hdl.handle.net/10723/899
Rights	

論理法学から見た法概念

吉 野 一

はじめに

1. 論理法学とは何か
 2. 方法論的基礎
 3. 法文の概念
 4. 法文と法的推論
 5. 法文の成立
 6. 法文の効力
 7. 法文の意味—意味としての法
- むすび

はじめに

法概念の問題は、「法とは何か」という問に答えようとするものである¹。

法概念については、これまで様々な法哲学の立場から様々な見解が提出されてきた。例えば、法は自然法であるという見解と法は実定法であるという見解、法は当為であるという見解と存在であるという見解²、法は道徳的要素を必須とするという見解と法は道徳から分離すべきという見解等がある³。あるいは実定法の議論に関連して、判例、学説、条理の法源性、慣習法の成立時期なども法概念の問題に関係する。こうした問題に対して、私見によると、未だに、すっきりした解決は示されていない。

「法とは何か」という問で何が問われているかを考えてみる。「法とは何か」は、法学の出発点としての定義として問われている場合がある。その場合には、法学において法という言葉をもどのような対象を指し示すものとして用いるかの規約の問題

である⁴。この問に対しては、どのように定義すれば、法学が学問としてよりよく確立されうるかの観点から答えることとなる。

「法とは何か」は、法と呼ばれるものについての記述を問うものでもありうる⁵。この問に対しては、法が、道徳、習俗や宗教などの法以外の社会規範と、どのような点で共通した性質を有し、またどのような点で異なる性質を有するものかを述べることによって答えることができる⁶。

法概念に関するこれまでの議論が錯綜してきたのは、一つには、碧海純一博士が、述べておられるように、「法とは何か」で問われているものが何かについて、明確な了解がなかったという面があることは疑いがない⁷。

しかし、これとは別に、法という対象自体が、もともと、はっきりした対象でないことが原因しているのではないかと私は考える。法と呼ばれるものの中で、一番その対象性がはっきりしているものは制定法であるが、よく考えると、制定法自体が対象としてははっきりしない。制定法は六法

全書に掲載されているので確認しやすいと見られるが、六法全書は、紙であり、インクである。法を表現する紙やインクは存在するが、それらは法自体ではない。法はこれらの紙やインクで表現されているはずのものである。しかし、法は、ここにある、そこにある、と指し示すことができない。さらに制定法の文言で示されているものだけが法であるのではなく、一定の社会に生きた法があるとされる。それらが法学の認識の対象であると主張される。では、そのような法の対象性はどこにあるのか。現実には、法を巡って、人々は行動し、社会が動く。社会的実在的現象として、法を巡る事象があるということは紛れもない事実である。

私の目標は、法学を法の科学として確立することにある。法の科学を樹立していくためには、法学は、その対象とする法自体をいかなるものとして取り扱っていくべきかを前もって明らかにしておく必要がある。「法とは何か」の間に答えることは、私にとっては何よりも法の定義の問題である。法学の学問的前提としてどのような定義を与えるべきかが、私の関心事である。しかし、その解を出していく際にも、法がいかなる対象であるかを考察する必要がある。

法概念について、すっきりした解法はないものであろうか。それによって、法学が科学として成り立ちうるような法の定義はできないものであろうか。学問的に確実なものから出発し、しかも、現実の法的現象を納得いく形で説明できるような法の理解はないのであろうか。

本稿は、そのような解を求めて、論理法学の観点と方法に基づき、法はどのような対象であるかについて考察する。

この考察で出されるべき解は、実は、これまでの私の論理法学的考察と、その応用としての法律人工知能研究の過程の中で生み出されて来ているものである。本稿では、それを明確な形で示すことを試みるとともに、なぜにそのような解が出てくるのか、その理由を明らかにすることに努めたい。まず、私の研究成果であり、本稿における私の基本的な視点である論理法学とは何かについて示し、その上で、「法とは何か」について私の思考

の展開の筋道を反復しつつ、論述を展開することにする。

1. 論理法学とは何か

1.1 出発点

論理法学 (Logical Jurisprudence, Logische Rechtslehre) は、吉野一の展開する法哲学の名称である。私は、公刊された最初の論文⁸以来、一貫して、法学が科学として成り立つ原理を探求してきたと言える。その研究活動の成果の一つが論理法学である。

論理法学は、「法論理学」(Rechtslogik, Juristische Logik, Legal Logic)の流れを汲むが、それとは違う。法論理学は、1951年のUlrich Klugの“Juristische Logik”以来、「法分野に適用された論理学」として活発に展開された。私も、当初は、自己の法哲学を法論理学として把握していた。その後、私は、自己の法哲学の名称を論理法学へと変更した。それは、私が軸足を、論理学から法学へと置いたことを意味する。

論理法学は法学である。それは、法に関する学問 (Wissenschaft des Rechts) という意味では、法学である。論理法学は法の科学 (Science of Law) を目指す。その企てが成功した範囲内で、論理法学は法の科学でありうる。法の科学への途上にある間は、論理法学は法哲学である。

法哲学は、「法」の「哲学」である。それは、「法」を対象とする「哲学」である。言い換えると、それは、法という対象に対して「哲学をする」学問である。論理法学は、哲学の課題を人間の思考の分析とし、方法としては論理的方法をとる。論理法学は、主として論理を応用して法および法的思考を分析する学問と把握する。

それでは、なぜ、論理法学は法哲学であるのか。なぜ、哲学の課題は人間の思考の分析であるのか。なぜ、方法として論理的方法をとるのか。主として論理を応用して法および法的思考を分析するとはどういうことか。以下、考察する。

1.2 哲学とは何か

1.2.1 対象の観点から

「哲学」の理解はさまざまである。私は、哲学は科学の前衛であると把握する。ギリシア哲学の時代から哲学は科学の前衛であった。例えば、「万物は何からなるか」という問に対し、タレスは水こそ万物の始原（アルケー）であるという哲学をうち立てた。アナクシメネスは空気を中心とした。デモクリトスは原子論を立てた。その後、近代になって万物が原子からなることが解明された。このように、万物の根元を探究したギリシャの哲学は、その後の自然科学の発達の前衛として機能した。哲学は科学の前衛なのである。

逆にいえば、哲学は科学の残り物を対象とすることとなる。では、何が科学の残り物として哲学に残されているか。科学の前衛あるいは残り物として、人間の思考がある。哲学は人間の思考を対象とすることができる。こうして、法哲学としての論理法学は法分野の思考を対象とすることができる。（法自体が科学の残り物である。）

1.2.2 方法の観点から

哲学は科学の前衛であるから、科学に反するものでも、科学を超えるものでもない。科学でもない。哲学独自の科学的方法はない。哲学は、いずれは科学が実証し解決してくれることを期待しつつ、常識的方法、直観的方法を用いるか、あるいは関連科学の応用を試みる。人間の思考の分析に関連する科学は論理学である。哲学は人間の思考を解明するために論理を応用する。哲学は論理分析を行う。論理法学は、常識および直観に支えられて、論理学的観点と方法を応用する。

1.3 自己自身の死を目的とする

哲学は科学の前衛であるから、将来科学がそこから確立されることを目的とする。論理法学は、法の科学の成立に寄与することを目的とする。ある対象について科学が確立されれば、その対象についての哲学はいらなくなる。すなわち、その限りで哲学は死滅する。その意味で、法哲学としての

の論理法学は、自己自身の死をその目的とする。法の哲学としての論理法学が死に、法の科学として生まれ変わることが、論理法学の目的なのである。

1.4 言語の論理分析を行う

思考の解明は言語の分析を通じて行われうる。

人間の思考に科学的に直接アクセスすることは容易ではない。脳波をとってみても、脳細胞の電気的あるいは電磁的变化をトレースしても、それだけでは人間が何を考え、どのように推論しているかを確認することはできない。しかし、人間の思考の結果は言語で表現される。人間の思考の構造を解明することを目的とする哲学は、言語を直接の対象とする。言語を分析するもっとも有効な方法は論理である。哲学は言語の論理分析を行う。そして言語分析の目標は思考の解明である。

1.5 論理法学は法領域の言語の論理分析を行う

法哲学としての論理法学は、法の領域の言語を直接の対象とする。法哲学としての論理法学は法の言語の論理分析を行う。法哲学としての論理法学は、法の言語の論理分析を通じて、法的思考の構造を解明する。法哲学としての論理法学とその対象としての法領域の言語との関係は、次節に示される。

1.6 法の領域の言語・思考・論理法学

法の領域の言語と思考および、これらと論理法学の関係は、次の図1に示される。

まず、(1)法自体の言語がある。法律、命令、自治法規、判決、契約書等、これらは法自体の思考を表している。次に、(2)法についての言語がある。これは法について述べる言語であり、法学や法適用過程において用いられる。これは、法についての思考を表している。最後に、(3)論理法学の言語がある。これは、論理法学の思考を表している。

論理法学は、法自体の言語を対象として分析し、法自体の思考を解明する。論理法学は、法についての言語を対象として分析し、法についての思考を解明する。そして論理法学は論理法学の言語を

対象として分析し、論理法学自体の思考を解明する。

これに対応して、論理法学の課題が確定する。
 (1)法自体の言語の論理分析を通じての、法自体の思考の解明課題としては、法とは何か、法的基本概念および法の構造の解明がある。(2)法についての言語の論理分析を通じての、法についての思考の解明課題としては、法的推論および法学の方法の解明がある。(3)論理法学の思考の解明課題としては、論理法学とは何か、および論理法学の方法論がある。

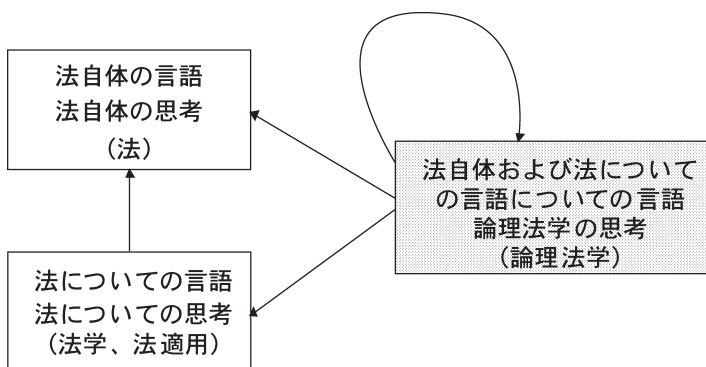


図1 法の領域の言語・思考・論理法学

1.7 論理法学の構造

論理法学は自らの論理構造を有する。論理法学は、自己の構造について示しておく必要がある。論理法学の構造は、前節で述べた論理法学の課題に対応する。

- (1) 論理法学を構築するには、論理法学とは何か、論理法学の概念を明らかにしなければならない。
- (2) 論理法学は、自己の方法論的基礎と観点を示す。
- (3) 論理法学は、それに基づいて、法文とは何か、法文の概念を明らかにする。
- (4) ついで法文の構造を明らかにする。
- (5) さらに法的推論と法的論争の構造を明らかにする。
- (6) 論理法学は、正義および法的価値判断と法創造について考察する。
- (7) 論理法学は、自己の法学に対する意義、その

波及効果について自己評価を試みることによって終わる。

本稿は、これらの課題のうち、(1)論理法学の概念（論理法学とは何か）、(2)論理法学の方法（方法論的基礎）および(3)法文の概念を扱う。

2. 方法論的基礎と観点

2.1 目標と戦略

論理法学は、法分野の言語を直接の対象として分析し、法的思考を解明する法の科学の樹立を目指す。そのための戦略として、第1に、論理法学は信頼にたる方法を適用する。そのようなものとして、論理的方法の適用を中心とする⁹。関連して、論理の適用される記号論的諸前提を顧慮する。戦略の第2は、しっかりした、できるだけ少ない数の単純なものから出発する。しっかりした少数の単純なものは、基幹概念(Primitives)と呼ばれる。しっかりした少数の単純な基幹概念の視点から法の世界を分析する。その基幹概念の組み合わせによって法の世界を構成する。論理法学は、物理学が、物質、力およびエネルギーの3つのプリミティブから出発して物理的世界を構成したように¹⁰、少数のプリミティブから出発して法的世界を分析し、構成することを試みるのである。

2.2 記号論的前提：人、文および指示対象

論理法学は、文と文の外の世界との関係を、記号、記号を用いる人そして記号の指示するもの、この三者の観点から説明する。これらの関係を表現する図2で説明する。記号は人が用いる。記号と記号は結合し文を構成する。記号は対象を指示する。記号の指示する対象が記号の意味である。文（命題）はある事態を指示する。文の指示する事態が文の意味である。文が真か偽の値、すなわち、真理値をとるとき、それを命題と呼ぶ¹¹。命題が真のとき、命題の指示する事態が成り立っているとされる。しかし、そのことは命題の意味の実在性を保証するものではない。

論理法学は、人、文および指示対象の関係において、文、すなわち、記号結合の側面を主として

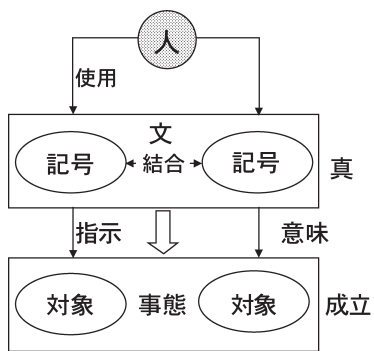


図2 人、文および指示対象

分析する。論理法学は、統語論的なアプローチを主とするのである。それは、人が記号を使用する側面、すなわち、語用論的側面、ならびに、人の記号使用によって人によって表象される記号の指示対象の側面、すなわち、意味論的側面を、補助的に分析する。

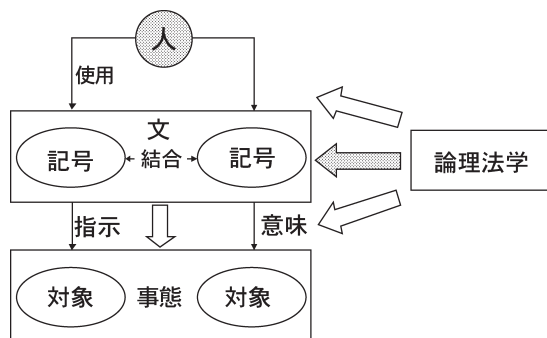


図3 人、文および指示対象、そして論理法学

2.3 論理法学のプリミティブ：文、その真理値および推論規則

論理法学は、次の3つのプリミティブから出発する。すなわち、①文、②真理値および③推論規則である。論理法学は、この3者から法の世界を分析し、構成する。

2.3.1 文

論理法学は文から出発する。文から出発するのは、文が法科学的認識の手かかりとして確実なものであるからである。

文は、一定の秩序をもった記号—書かれた文字記号や音声記号など—の配列である。記号配列は、間主観の対象である。しかし、記号配列というだけでは事実としての確かさはない。

では、文が経験的事実としての確かさを持つとすれば、それはどこからくるのであろうか。記号配列としての文が経験的事実として確かな出発点となりうるのは、それが現実の一つの出来事を通じて定立されたときである。

この出来事は事実として確認できる。一定の記号配列としての一つの文が実際に定立されたということは、この出来事を吟味することによって確認できる。

2.3.2 真理値

文の中で真とか偽とかいうことが意味を持つものを命題と呼ぶ。命題には真理値を帰属させることができる。命題は真か偽である。それは二値の真理値をとる¹²。命題を理解するとは、もしそれが真であるならば、いかなる事態が成り立つかを知ることである。

ある命題を定立することは、その命題によってある判断あるいは主張をなすことである。そして、命題が真であることが主張されているとき、命題が記述する事態が成立することが主張されている。そして命題が偽であることが主張されているとき、その命題が記述する事態が成立しないことが、主張されている。

命題が真偽の論理値をとりうることは、語が指示する世界が実在することと必然的には結びつかない。言い換えれば、命題が真であるために、命題の意味、すなわち、その表現する事態が実在する必要はない。また、命題は実在の写像である必要はない。命題は、現実の世界には存在しない、仮定あるいは可能な世界に成立する事柄についても表現しうる。

規範文も命題とみなすことができる。すなわち、それについて論理の意味において真とか偽とか言うことができる¹³。規範文も、一定の主張あるいは判断を表すものである。規範文が真であるということは、それが表現する規範的事態が成立してい

るという主張あるいは判断を表す。法規範文が「真である」ということは、それが法的に「効力がある」ということ、あるいは法的に「正しい」ということである。

法的世界においては、法的に「効力がある」か「効力がない」かである。あるいは、「正」か「不正」かである。そこには「二値」の原理が妥当する¹⁴。したがって、法的「効力」あるいは「正しさ」の価値は、2値論理の意味における「真」の概念と同じに取り扱うことができるのである¹⁵。

文の真理性あるいは法文の効力は「真である」あるいは「効力がある」といった述語によって表現することができる。例えば、われわれは次のように言うことができる：「雪は白い」は真である。（この場合は「雪は白い」という文に名slを与える、と、上の文は「slは真である」と表現することができる。）同様に、「人を殺した者は、死刑又は無期若しくは五年以上の懲役に処する。」は刑法第199条という名をもつが、「刑法第199条は効力がある」と表現することができる。

2.3.3 推論規則

ある命題から推論規則に基づいて別の命題を導出することができる。最も基本的な推論規則はモードス・ポネンス (Modus Ponens) である。それは次の式型で表現される。

$$(P \Rightarrow Q) \ \& \ P \Rightarrow Q$$

この式は、次のように読むことができる。「PならばQが真であり、かつPが真であるならば、Qが真であることが帰結される。」

論理的に正しい推論は、推論規則に基づいた推論である。元の命題が真であるとき、推論規則に従って導出された命題は真である。推論規則によって導出された命題が偽であるとき、元の命題は偽である。

2.3.4 法の世界の構成

論理法学は、法の世界を、これらの3つのプリミティブから分析し、構成しようとする。

文・真理値・推論規則は、それぞれ、法文・効力・法的推論として取り扱い、法の世界を構成す

る。すなわち、論理法学は、これら3つのプリミティブを基点として、論理的方法を適用し、法分野の言語的表現の論理分析、法体系の論理分析、法分野の推論の論理分析、法分野の論争の論理分析等を行い、これらの分析に基づいて、法の世界を構成する。

以下、法文の概念に関してこれを行う。

3. 法文の概念

3.0 予備的考察

法がどのような対象であるかという意味での、「法とは何か」を巡る議論の中で、もっとも「法哲学的に」興味深いものの一つは、法は存在か当為か、という論争である。

法を起点とする人々の行動、社会現象を見ると、例えば、法の適用により貸金の取り立てが実現されたり、犯罪者が処罰され懲役に服している現実を見ると、法は存在していると人は実感する。「法は存在である」という答えは、もっともに思える。

他方、「法はどこにあるか指し示してくれ」と問われると、その答えは難しい。法は、机や椅子等の物理的存在のように、ここにあるとか、そこにあるとか指し示すことができるようなものではない。そこで、「法は存在ではなく、当為であり、妥当するものである」¹⁶という答えが出てくる。確かに、法は人々の行為の基準を示す規範であり、それは「守るべきもの」、あるいは、それに「従うべきもの」として人々に迫ってくるものである。それ故、それを当為と呼び、その性質を妥当性と呼ぶことももっともに思える。

しかし、「当為」や「妥当性」の概念は何かをよく考えると、その基礎ははっきりしない。それを説明するために、特定の哲学学派、例えば、新カント派の哲学の理論を援用することはできよう。しかし、それは、その哲学内での説明であって、それを信奉できない者にとって説得力はない。法の科学を目指す立場からは、そのようなアプローチをとることができない。

では、そもそも法は存在するのか。もし存在す

るとすれば、法はどのような形で存在するのか。法の科学を目指す立場からは、法をどのように見ていくべきであろうか。

それは、法を科学の目で一貫して見ていくこと¹⁷、科学の目から見て確かな対象から出発すること、そして、法に関する人々の素朴な実感を裏付けるとともに、これまでの法哲学的議論の錯綜を解きほぐす説明を構築することである。具体的には、次のことを行う。

論理法学の方法論的前提から出発し、次の点を検討しながら、「法の概念」に関連する諸論点を考察する。すなわち、

- ①何が法として存在するか、あるいは、しないか、
- ②規範的意味としての法とは何か、
- ③法の妥当性とは何か、
- ④（制定）法の実定性とは何か、
- ⑤法源とは何か、
- ⑥制定法に限定されない生きた法とは何か、そして
- ⑦適用対象としての法（法源）と解釈法の関係である。

もう一つ、論理法学が行うべきことは、これまで明示的に示されていないが、法的実践の中で法律家の暗黙知として保有されている法ルールを同定することである。

論理法学は、これらの考察を、しっかりした最小数の単純な要素、すなわち、プリミティブから出発し、法を分析し、構成することによって行う。

3.1 出発点

われわれは、確かなものから出発したい。論理法学は、法文から出発する。法文から出発するのは、法文が法に対する科学的認識の手かかりとして確実なものであるからである。ここでは、暫定的に、法文は法を表現する文である、と定義しておく。

3.2 法文の間主観性、経験的事実性および実定性

科学的な確かさにとって必要な概念として、碧海純一博士に従い、間主観性という用語を用いることにする¹⁸。

法文は、一定の秩序を持って書かれた文字記号や音声記号などの配列からなる。そして、記号配列は、間主観的对象である。

しかし、記号配列というだけでは事実としての確かさはない。法文の経験的事実としての確かさはどこからくるのであろうか。それは、法文が現実の一つの出来事を通じて定立されたことからくる。そして、法文は、国会における法律案の議決や契約締結行為などの出来事を通じて、実際に定立される。この出来事は経験的事実として確認できる。このように、定立されたことが検証できること、これが実定法の実定性の所以である。

3.3 意味としての法の存在性

法文は法を表現する。法は法文の意味である¹⁹。規範的意味としての法は、法学においても法実務においても重要な位置を占める。それでは、意味としての法は対象として存在するのであろうか。

Hans Kelsenは、法を規範として説明する。そして法規範について記述する法命題 *Rechtssatz* という概念を定立した。彼によれば、法規範は、当為であるから、真偽を問えない。（したがって真偽の概念に基づいている論理は法規範には適用できない²⁰。）しかし、法規範について記述する文、すなわち、法命題は真偽を問える。この主張はもっともなように見える。しかし、果たしてそれは正しい主張であろうか。このKelsenの主張²¹を批判的に分析することに、問題を解く鍵がある。この考えは、法規範を単なる記号的表現としての法文ではなく、意味としての法規範が、認識の対象として前もって存在するという前提に立つ。果たしてそれが言えるか。

科学的視点からは、法文は間主観的对象として存在するが、意味としての法はそうでない。法文の意味は法文の使用に依存している。意味としての法は、法文の使用、すなわち、立法者と解釈者が意識の中で表象するものにすぎない。ゆえに、一旦法文が定立されれば、解釈を離れては意味としての法は存在しない。つまり、「解釈者なければ意味としての法はない」²²。意味としての法は、解釈者のイメージの世界に現れるものにすぎ

ない。規範的意味としての法の存在性は、法律家の作った最大のフィクションである。

3.4 法文の種類

法を説明するために、法をいくつかの種類に分類し、それらの種類から法を概念を記述することが有効な方法である。そのようなものとして、伝統的には、行為規範、裁判規範および組織規範という分類がある。またH.ケルゼンは、制裁を規定する規範を第一次規範、行為を規律する規範を第二次規範と分類した²³。一方で、H.L.A.ハートは、人の行為を規律する「一次的ルール」とその発生・変更・消滅を規律する「二次的ルール」の区別を提唱し、さらに法的妥当性のある規範とそうでない規範とを峻別する社会的ルールとしての承認のルールを主張した²⁴。それでは、論理法学は法の種類をどのように分類し、それに基づいてどのように法の世界を構成しようとするのか。

論理法学は、前述のようにできるだけ最小数の、単純な要素から出発する。単純な要素の組み合わせとして、法の世界を分析し、構成する。法文の種類もこの観点から決まってくる。

また、論理法学は、論理的観点と方法を適用する。したがって、法文の基本的種類を言語の統語論的側面から同定する。

このような観点から見ると法文の種類には次のものが考えられる。

- ①ファクト法文とルール法文、
- ②要素法文と複合法文、および
- ③オブジェクト法文とメタ法文。

論理法学は、これらの対となった3つのタイプの法文から、法の世界を分析し、構成する。

3.4.1 ファクト法文とルール法文

法文は、ルール法文とファクト法文とから構成される。

ルール法文とは、「PならばQである」という構造を有する文をいう。ルール法文の例としては、例えば、「人を殺した者は、死刑又は無期若しくは五年以上の懲役に処する。」がある。これは、論理式では、「 $\forall X$ (人を殺した者である(X) $\rightarrow$ 死刑

又は無期若しくは五年以上の懲役に処される(X))」と表現されうる。「これはすなわち、「法律要件 $\rightarrow$ 法律効果」の構造といえよう。

ファクト法文とは、「aはFである」または「aとbはGという関係にある」という構造を有する文をいう。ファクト法文の例としては、民法附則(昭和22・12・22法222)第1条「この法律は、昭和二十三年一月一日から、これを施行する。」等がある。これを論理式として表現すると、「施行される(この法律, s23_01_01)」となる。

このように、ファクト文とルール文の違いは純粹に構文論的違いにある。

3.4.2 要素法文と複合法文

要素法文とは、法文の最小単位をいう。例えば、民法第3条「私権の享有は、出生に始まる。」等がある。

複合法文とは、法文の集合に名前を付けて一まとめにしたものをいう。例えば、法典、編、章、節等がある。複合法文の実益は、複数の法文をまとめて取り扱うことができる点にある。例えば、「此法律施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム」や「明治二十三年法律第二十八号民法財産編財産取得編債権担保編証拠編ハ此法律發布ノ日より廃止ス」というような取り扱いが可能となる。

3.4.3 オブジェクト法文とメタ法文

オブジェクト法文とは、義務について記述した法文をいう。法の世界のオブジェクトとは、義務である。このオブジェクト法文の例としては、民法第877条1項「直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。」等がある。

メタ法文とは、法文について記述した法文をいう。具体的には、法文の効力について規律している法文である。例えば、法の適用に関する通則法第2条「法律は公布の日から起算し満二十日を経て之を施行する。」、国際物品売買条約に関する国連条約 (UNITED NATIONS CONVENTION ON CONTRACTS FOR THE INTERNATIONAL SALE OF GOODS) 第23条「契約は申込に対する承諾が効力を生じたときに成立する。」

法文の展開過程としての法的推論の構造

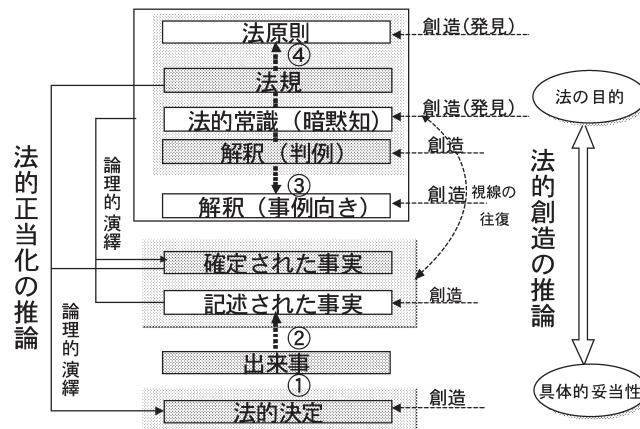


図4 法文の展開過程としての法的推論の構造

等がある。

3.4.4 法文の分類概念

全ての法文は、ファクト法文かルール法文、要素法文か複合法文、そしてオブジェクト法文か、メタ法文である。

オブジェクトファクト法文、メタファクト法文、メタルール法文、オブジェクト要素法文、メタ要素法文、オブジェクト複合法文、メタ複合法文、が成り立つ。なお、複合法文はファクト文の形式を持つ。

4. 法文と法的推論

論理法学は、法的推論を法文の展開過程として把握する。法文は、法的推論において、推論の前提として援用される。また、法文は法的推論において、推論の前提としておよび結論として創設される。法文は、人がそれを用いるとき、すなわち、それが法的推論の場に現れるときにはじめて、法文として生きてくる。それまでは、ただの記号列にすぎない。法適用における法的推論は、法的正当化の推論と法的創造（発見）の推論から構成される。両者は相互に関係し、法創造は法的正当化の成り立つ枠組みの中で行われる。図4は上記に基づいて、法適用における、法文の展開過程としての法的推論の構造を、分かりやすく示したものである。

この図を用いて、「法」の概念を説明する。制度上の法源はこの図における「法規」である。事実上の法源は、「法規」に、「法原則」、「法的常識」および「解釈・判例」を加えたものである。個々の事件を解決する際に適用される具体法は、これに事例向きの解釈を加えたものとなる。この図が示すように、法の適用においては、法は単に与えられるものばかりでなく、創造されるものも含むのである。

これらの法文のなかで、間主観的な認識の対象となるものは、実際に定立された法文である。実際の法適用において、例えば、判決理由の中に明示的に登場するのは、法規と解釈（判例）である。法原則と事例向きの解釈は、判決理由の中に登場する場合もあるが、登場しない場合もある。法的正当化の推論が成り立つためには不可欠な法的常識は、法律家が共有しているべきものであるので、明文化されない場合がほとんどである。

さて、意味としての法は、法の適用者あるいは解釈者が、事例問題を解決するために、事実へと適用される法として、彼自身の頭のなかで思い浮かべるものである。そのイメージの多くのものは法文の形に固定化される。しかし、その一部は暗黙知のままで用いられ表に出てこない。この暗黙知は、法学によって、より正確に言えば、法の科学によって、同定されるべきである。

論理法学は、法」の概念に関連して、以下の課題

を有する。

- ①解決すべき事例問題に対する法的正当化の論理を厳密に構築する。
- ②法的正当化のために発見あるいは創造されなければならない非明示的な法的知識、特に法原則と法的常識を同定し、明示化する。
- ③上記の法的知識の同定を、また同定されたものの検証を、諸事例問題を入れ替えて問題解決の法的正当化の推論をシュミレートすることによって行う。

5. 法文の成立

5.0 予備的考察

法概念を考えると、法の成立と法の効力の2つの側面を区別して論じるべきである。従来、必ずしもこの区別が明確に意識されずに議論されてきた。論理法学は、法の成立と法の効力を区別して、法概念を論じる。

5.1 原理

論理法学は、「法文の基準」は法文の成立に関するメタルール法文によって記述されとする。法文が法文となるためには、このメタルール法文の記述する法文の成立要件を充足する必要がある。ある文が法文の成立要件を満たして定立されるとき、それは法文としての資格を得る。法文が法文として他の普通の文と区別されうるのは、この法文の成立要件を充足しているからである。ある法文の成立要件を規定するのは、別の法文である。ある文は、別の法文の定めるその成立要件を充足して定立されるとき、法文として成立する。

例えば、複合文としての契約の成立要件を契約法は規定している。この二つの法文間において、後者の法文を前者の法文に対するメタ法文と呼ぶ。法文の成立を規律する法文は、誰が法文を定立することができるか、そしていかなる手続きを経て文を定立したとき、法文として成立するかを規律する。

6. 法文の効力

6.1 原理

法文は効力があるかないかである。法文が効力があるということは、法文が法的世界で真であるということである。論理的観点からは、法文の効力は法文の真理値とみることができる。法文が効力が有るとき、法文が指示する事態が成立するとされる。真なる命題のみが推論の前提として用いられるように、効力ある法文のみを法的推論の前提として用いる。

6.2 法の妥当性の淵源

法文が効力あるとき、人々はそれを遵守すべきだと感じる。法文には人を義務づける価値的な力があるように見える。この法の性質が法の「妥当性」と呼ばれてきた。法の妥当性はどこから来るのであろうか。

法文自体から直接そのような価値的な作用力が出てくるのではない。人が法文を法的推論の前提として採用することから、それは結果的に生じているのである。法的推論を行う人は、効力ある法文を推論の前提として採用する。そこから導出される法文も受け入れる。法文の適用によって、その人はその法文を法的に肯定的に価値評価し、この評価が、対象である法文に投影され、法文に価値的作用力があるような印象をその人に与えるのである。

6.3 法の効力を基礎付ける法文

法文の効力は別の法文によって記述される。後者は前者に対してメタ法文である。このメタ法文はファクト文の構造を有する。

例えば、「人を殺した者は死刑又は無期若しくは五年以上の懲役に処する。」という法文をs1とする。「s1は2007年1月13日に効力がある」という文(ファクト法文)をs2とする。ファクト法文s2が真であることは、事実として記述されているか、あるいは法文の効力を規律する別のルール法文s3の適用によって証明されるかである。s3はs1のメタルール法文となる。

その別のルール法文(s3)も効力がなければならぬ。その別のルール法文が効力があると言えるのは、その別のルール法文の効力を定めるさらに別のルール法文s4があって、前者のルール法文が後者の法文の定める効力要件を充たしているときである。後者の効力は同様にしてさらに別のメタ法文に依拠する。

6.4 法の効力の規律の仕方

法文の効力があることを決定するメタルール法文は何か。

実定法の諸規定には「法文の効力がある」ことを規律するルール法文は見あたらない。他方で、「法文の効力が発生する」ことを規律する法文は多く見かける。また、「法文の効力が消滅する」ことを規律するルール法文も多く存在する。(また、法文の効力停止に関するルール法文も散見される。)

論理法学は、「法文の効力がある」かどうかを決定するルールを法律家が常識(暗黙知)として有している、ということを前提として実定法の諸規定が書かれていると判断した。論理法学は暗黙知としての基本的メタ法ルール文を次のようなものとして同定した²⁵。

6.4.1 基本的メタ法ルール文

法文Sが時点Tに効力がある←

時点T以前の時点T1に、法文Sの効力が発生する &
not(時点T1以降T以前の時点に、法文Sの効力が消滅する)

6.4.2 要素法文の効力発生を規律するメタルール法文

法文Sが時点Tに効力を生じる←

複合法文CSが時点Tに効力を生じる
&
時点Tに法文Sは複合法文CSの要素法文である

6.4.3 複合法文の効力発生を規律するメタルール法文

複合法文Sが時点Tに効力を生じる←

複合法文Sが時点T1に成立する &
not(複合法文Sが時点Tに無効である) &

((複合法文Sに始期が付されている &
Tに始期到来) OR

((複合法文Sに効力発生に関する条件が付されている &

条件が時点Tに成就した) OR

時点TはT1))

6.5 法文の効力に関するその他の問題

法文の効力に関しては、法文の効力範囲、法文の効力の優先関係、法文の効力の依存関係、根本法ルール文²⁶、法文の効力体系²⁷および法的メタ推論といった問題がある。その考察は、本稿では省略する。

7. 法文の意味—意味としての法

前述のように、法文は法を表現する。法は法文の意味である。法文の意味が何かを考えてみる。

7.1 文の意味—指示対象

文の意味は文の指示対象である。法文の意味は法文の指示対象である。では、法文の指示対象は何か。法文の指示対象は法的事態である。法文によって指し示されている法的事態が、法文の意味である。それが、意味としての法である。

7.2 文の指示対象

文が指し示す事態について考えてみる。まず、自然的事態についてである。例として、「長崎は今日(2007_01_13)も雨が降る」という命題を想定してみると、この命題は、長崎という場所、今日という時点において雨が降っている、という事態を指し示している。

次に、社会的事態であるが、それは、人間の社会的行動からなる。それは自然現象の一部であるが、人間の他の人間との関係の観点から記述され

た事態ということができる。例えば、「バグダッドではテロリスト達が自爆テロにより多くの市民を殺している」という命題は、バグダッドという場所で、テロリストと呼ばれる人たちが、自爆テロという行為で多くのバグダッドに住む人々を殺している、という社会的事態を指し示している。

7.3 法的事態

7.3.1 事態の構造

法的事態を記述する法文が効力があるとき、その法文によって記述された事態が成り立っているとされる。法文の指示する法的事態は、①義務的事態と②法文の効力状態である。

義務的事態を構成するものは、人、人の行為、物体、空間、時間、出来事等であり、これらは自然的事態および社会的事態と基本的には変わらない。そして、規範的様相である「義務」がこれらの事態に付与されて記述される点で、法文は、社会的事態を記述する文から区別される。

規範的様相である「義務」の社会的事態に対する付与の仕方は、出来事に対して付与される(「…の出来事が義務的である」と表現される)場合と、人の行為に対して付与される場合(「…の行為が義務的である」)場合とが考えられる。論理法学は、義務を人の行為に対して付与される性質として把握して、法の世界を構成する。義務的事態を指示する法文を、オブジェクト法文と呼ぶことは既に述べた通りである。

次に、法文の効力状態は、法文の効力の存在、発生、消滅および無効である。法文の効力状態はメタ法文により記述される。(前述6.4参照)

7.3.2 法的事態の記述の仕方—規範的要素

法文は人の行為についての規範的様相を記述する。規範的様相には、義務、禁止および許可がある。人の行為の義務が基本的な規範的様相である。

禁止および許可は義務を用いて定義されうる。すなわち、人の行為の禁止は、行為の不作为の義務として定義される。また、人の行為の許可は、行為の禁止すなわち行為の不作为の義務がないこ

ととして定義される。法的事態は、最終的には、人の行為の義務として表現される。そして、社会秩序の維持(あるいは正義の実現)という法の目的は、人々が法によって規定された義務に従うことによって実現される。義務が法的事態の基本オブジェクトである。

7.3.3 法的事態の記述の仕方—行為主体

法文は行為の主体についても記述する。オブジェクト文は義務の主体について記述する。すなわち、誰がその行為の義務の主体であるか、言い換えれば、その行為を義務づけられているか、を記述する。

義務の主体はまず自然人である。全ての自然人の行為がある行為の義務の主体であるとは限らない。多くの場合、義務の主体となる自然人の類が限定されている。義務の主体となる自然人の類は、年齢、性別、居住する場所、社会的関係等の観点から限定される。

法人もまた、自然人を擬制して作られた法的人格者であるから、義務の主体となりうる。

7.3.4 行為客体

行為客体は、義務、禁止、および許可の規範的様相概念が付与される人の行為を指す。例えば、義務づけられている「扶養するという行為」(扶養の義務)や禁止されている「人を殺すという行為」(殺人の禁止)がそれである。

7.4 法的義務的事態の成立—オブジェクト法文の効力

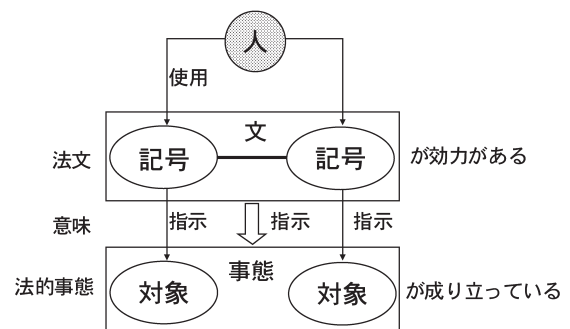


図5 法文、法文の効力、指示対象

法的義務の事態は、それを記述する法文、すなわち、オブジェクト法文が効力があるときに成り立っている。つまりある人にある行為の法的義務があるという事態は、それを記述する法文が効力があるときに成り立っている。また、法的事態は、それを記述するオブジェクト法文が効力を生じたときに発生し、効力を失ったときに消滅する。

7.4.1 法的義務の存在とオブジェクト法文の効力

法的義務が存在するとはどういうことであろうか。論理法学は、これをオブジェクト法文の効力があることとして説明する。

例えば、「10月15日の時点において、AnzaiはBernardに代金5万ドルを支払う義務が存在する。」ということは、
法文s1「AnzaiはBernardに代金5万ドルを支払わなければならない」と
法文s2「s1は10_15に効力がある」とが真であるとされることである、と論理法学は説明する。

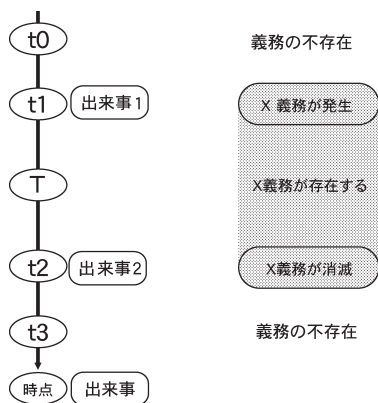


図6 法律関係の変動（伝統的な、実体化した理解）

法律関係の変動に関する通常理解は、図6で示されるようなものである。すなわち、義務自体が発生したり、存在したり、消滅したりすると考えられている。

これに対して、論理法学は、図7のように考える。すなわち、義務が生じるということは、「義務がある」というオブジェクト法文の効力が発生することとして、そして、「義務が消滅する」という

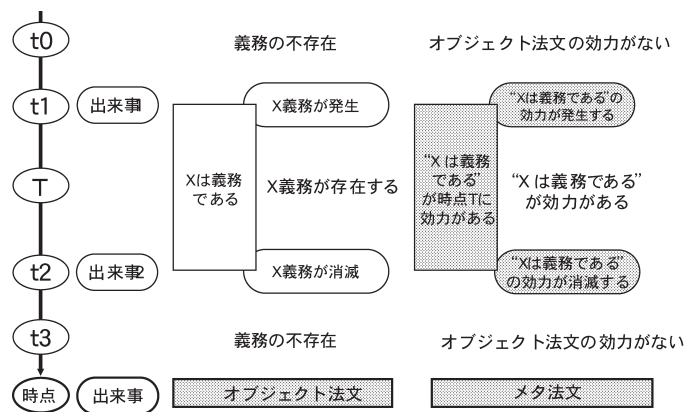


図7 法律関係の変動（論理法学の理解）

ことはその法文が効力を失うこととして把握する。オブジェクト法文の効力が発生すると、義務が発生すると人は感じ、効力が消滅すると、義務が消滅すると感じる。効力が発生して消滅するまでの間は、オブジェクト法文は、効力があり、人は義務が存在すると感じるのである。

7.4.2 メタ法文によるオブジェクト法文の効力の規律

オブジェクト法文の効力の存在、発生および消滅は法文によって記述される。法文の効力を記述する法文は、前述のようにメタ法文と呼ばれる。メタ法文によりオブジェクト法文の効力を記述することによって、法は法的事態を間接的に記述している。すなわち、法的推論によって導出される効力あるオブジェクト法文—メタ法文によって効力があると記述されるオブジェクト法文—の総体が可能な法的義務の総体を表現する

7.4.3 権利を記述する法文の位置づけ

法律関係は義務と権利からなる。したがって、権利を記述する法文は、義務を記述する法文と並んで法体系において重要な位置を占める。では、権利を記述する法文は、いかなる性格を有するのであるか。それはオブジェクト法文であるか、それともメタ法文であるか。論理法学によれば、権利を記述する法文はメタ法文に帰属する。それはいかなる意味においてメタ法文であるか。論理法学は権利を記述する法文を、法文を定立できる

資格を記述している法文として把握する。例えば、「AにBに対してXをすることを請求する権利がある」という法文が効力があるとき、「AがBに対してXをせよ」と宣言した（請求権を行使した）場合には、「BはXをしなければならない」というオブジェクト法文が成立することになるのである。

7.4.4 メタ法文によるメタ法文の効力の規律

オブジェクト法文の効力を記述するメタ法文も効力がなければならない。このメタ法文の効力を規律することによって、法は間接的に法的事態を規律している。では、このメタ法文の効力はいかにして規律されるか。

メタ法文の効力は、そのメタ法文が効力があることを表現するメタ法文によって記述される。メタ法文の効力は、そのメタ法文の効力を記述するメタ法文の効力を規律することによって規律される。メタ法文の効力を規律する一連のメタルール法文とメタファクト法文が妥当する。

法文の効力の基礎付けは、一段階一段階とメタレベルを遡る。例えば、代金支払義務を記述するオブジェクト法文の効力は、それに対するメタ法文としての売買契約の効力により基礎づけられる。契約の効力は、契約に対するメタルール法文としての契約法（日本では民法）により基礎づけられる。民法の効力は、民法に対してメタルール法文の関係にある憲法により基礎づけられる。国内実定法の頂点に位置する憲法の効力は、他の国家実定法によって基礎づけられ得ず、究極のメタルール法文としての根本法ルール文によってのみ基礎づけられ得る。この効力の基礎付けの最終的なメタルール法文の効力は、もはや法ルールによって規律され得ず、事実として前提される。すなわち、その根本法ルール文が効力があることを記述するファクト法文が定立され、真であると仮定されるのである。

このようにして、諸法文が効力があることを証明する法文の効力体系を論理的に明らかにしていくことができる。

むすび

本稿の結びとして、筆者が本稿において行ったことを整理してみたいと思う。あわせて、今後の課題と展望にも触れてみたい。

本稿は、論理法学の立場に立つと、法というものがいかなる対象であると言えるかを考察したものである。

これを行うに際し、本稿は、まず論理法学とは何かを明らかにした。それによれば、論理法学は、科学の前衛として、法分野の言語の論理分析を通じて、法分野の思考の構造を解明することを目的とするものである。

本稿は、次に、論理法学が、どのような方法的基礎に立ち、どのような観点から、法という対象を分析し、構成しようとするのかを示した。すなわち、論理法学は、記号論的前提として、記号結合としての文、文の意味、つまり文が指示する事態、そして文を使用する人の、この3者の相互関係を把握した上で、文、真理値および推論規則の3つのプリミティブに対応して、法文、効力および法推論の3つの基幹概念から出発し、これを起点として、法を分析し構成していこうとするものである。

以上の準備的考察の上に立って、本稿は、法という対象が何であるかを、法文の概念から出発して考察した。すなわち、法は存在か当為かという論争から示唆されるところの、法として何が存在するか、何が存在しないかという問題、そして、法の概念にまつわる伝統的な法学的観念である「規範的意味としての法」は、いかなるものとして「前科学的に」説明されうるかという問題を考察した。それにより、法文は間主観的对象として存在するが、意味としての法は、存在しないのであり、法文の定立者と解釈者が意識の中で表象するものにすぎないことが明らかになった。したがって、法という対象が何かという間に答えていくためには、法文という対象を明らかにしていくことが必要であり、そのために記号結合としての法文の基本的種類を統語論的に同定することが必要であることが明らかとなった。そこで、論理法

学は、最小の単純な要素から出発して法の言語を分析し法的世界を構成するために、①ファクト法文とルール法文、②要素法文と複合法文および③オブジェクト法文とメタ法文という法文の基本的タイプを定立した。

本稿は、法という対象を法的推論と関連させて理解しようとした。論理法学は、法適用における法的推論を、法文の展開過程として把握し、相互に関連する法的正当化と法的創造の推論を通じて法文が展開されていくものとして、その枠組みを明らかにしている。本稿は、この枠組みの下で、制度上の法源と事実上の法源、および意味としての法を説明した。

本稿は、さらに、法という対象を説明するために法文の成立と法文の効力を区別し、法文の成立はメタルール法文によって規律されることを明らかにした。法文の成立要件を満たしているか否かによって、法文とそうでない文とが区別されうる。

法文が法文として人々の行為を規律し、法的問題解決の基準として機能していくことができるためには、法文は効力がなければならない。効力ある法文のみ、法適用の推論において適用可能であるからである。本稿は、法文の効力を規律する法文もメタ法文として把握して、メタ法文が法文の効力をどのような仕方で規律しているかを明らかにした。その際、法律家によって無意識のうちに暗黙知として適用されている基本的メタ法ルール文を明らかにした。

本稿は、最後に、意味としての法の有様について、言い換えれば、法文によって指示されている法的事態がどのような構造をもつものとして記述されているかについて考察した。法文によって成り立つ法的世界は、効力あるオブジェクト法文によって指示される義務的事態の総体と、効力あるメタ法文で指示される法文の効力状態の総体からなることが示された。その際、ファクト法文とルール法文、要素法文と複合法文、オブジェクト法文とメタ法文の諸タイプの法文の相互関係を通じて、これらが規律されている様が明らかにされた。

上述のような本稿の歩みを振り返ると、筆者は、法を、法文とその意味に分け、この二つの観点か

ら考察してきたようである。一般に、法という言葉で表現されている対象は、厳密に見ると、法文とその意味という二つの対象から成り立っている。法文は、間主観的な対象であるのに対し、その意味は、法文使用者のイメージの世界にあらわれるもので、主観的な対象である。しかし、法文使用者が、その獲得した表象としての法の意味を、自己の理解のため、あるいは他の人に伝達するために文章化することにより、それは、相対的ではあるが、他の人に伝達可能となる。それらの文章化された法、すなわち、法文の集合の総体が、法の源である。それらの中で、効力があると証明される諸法文の総体によって法の世界が成り立っていることになる。それらの法文が適用に向けて援用されるごとに、意味としての法が法適用者の意識の中に表象として立ちあらわれるのである。

以上より、筆者は、法という対象がどのような対象であるか、論理法学の観点から、多少なりとも説明することができたのではないかと考える。

最後に、今後の課題と展望を述べることにしたい。

まず、第1の課題は、法の概念に関する論理法学の理論をより精緻なものとするところである。本稿で展開された理論は、まだまだ十分なものとは言えない。頭の中のどこかにあり、書くべきであるが、書けなかったことが少なからずある。また分かりやすく明晰に表現すべきであったが、そのようにできなかったところも多々ある。それゆえ、法の概念に関する研究は引き続き行っていかなければならない。しかし、法の概念について論文として稿を改めて書くことは、しばらく先の課題として、置いておきたい。

第2の課題は、法文の構造について論じることである。本稿で示した法文、効力および推論の3つの基幹概念と、ファクト法文とルール法文、要素法文と複合法文およびオブジェクト法文とメタ法文の3つのタイプの法文から出発して、法の構造を詳細にかつ体系的に分析し、法の世界の全体を構成していきたいと思う。これは遠大な課題である。一朝一夕にはまとまるものではない。しかし、これまでに到達された研究成果の概要を示すこと

は可能である。それをまとめることを、本稿に続く直近の課題として行いたい。

物理学は、自然現象を分子、原子、あるいは量子という最小の単位まで掘り下げて分析し構成してきた。また、分子生物学は、生物現象を、DNA、RNA、タンパク質分子という生物を構成する基本単位である生体分子に還元して理解しようとしてきた。そこで、法学においても、法の世界を、法文という最小単位から出発して、分析し構成していくことはできないであろうか。このような法の科学を成立せしめることが、論理法学がチャレンジしていく目標である。

論理法学は、さしあたりは、法的知識の知識ベース化を通じて、その目標に一步一步近づいていくことにする。法的知識を知識ベースとしてコンピュータに登載していくことは、法的知識をその要素にまで論理分析するとともに、他の知識と関連づけて体系を構成していく作業である。その結果、コンピュータ上に法適用をシミュレートすることによって、法的知識の構造とその実践的意味を間主観的に示すことができるようになる。法的知識の知識ベース化への努力は、法の科学への確実な一歩である。

参考文献

- [1] Fuller, Lon L., "Positivism and Fidelity to Law - A Reply to Professor Hart," in: *Harvard Law Review*, vol. 71 (1958), pp.630-672.
- [2] Hart, H. L. A., "Postivism and Separation of Law and Morals," in: *Harvard Law Review*, vol.71 (1958), pp.593-672.
- [3] Hart, H.L.A., "Kelsen's Doctorine of the Unity of Law," in: *Ethics and Social Justice* (H. E.Kiefer and M.K.Munitz eds., 1968) (角田猛之訳「ケルゼンの法の統一に関する学説」矢崎光圀ほか訳『ハート/法学・哲学論集』みすず書房, 1990, 349-388頁).
- [4] Hart, H.L.A., "Kelsen Visited," *UCLA Law Review*, vol. 10 (1963) (小林和之訳「ケルゼン訪問」矢崎光圀ほか訳『ハート/法学・哲学論集』, みすず書房, 1990, 325-348頁).
- [5] Hart, H.L.A., "Postivism and the Separation of Law and Morals," in: *Harvard Law Review*, vol.71(1958), pp.593-629.
- [6] Hart, H.L.A., *The Concept of Law*, 1961 (矢崎光圀監訳「法の概念」みすず書房, 1976).
- [7] Kelsen, Hans, *Reine Rechtslehre*, 1934; 2. vollständig neu bearb. und erweiterte Aufl., 1960 (横田喜三郎訳『純粹法学』(1. Aufl.の翻訳) 岩波書店, 1935. Translated by Max Knight: *Pure Theroy of Law*, University of California Press. Translated by Bonnie Litschewski Paulson and Stanley L.Paulson: *Introduction to the problems of legal theory: a translation of the Peine Rechtslehre or Pure Theory of Law*, Clarendon Press, 1992.
- [8] Kelsen, Hans, *General Theory of Law and State*, Translated by Anders Wedberg, 20th century legal philosophy series, vol.1, 1961. (尾吹善人訳『法と国家の一般理論』木鐸社, 1991).
- [9] Kelsen, Hans, "Recht und Logik," *Forum* 12, 1965, 421-425 (Teil I), 495-500 (Teil II); nochmals: *Recht und Logik*, *Forum* 14, 1967, 39f.
- [10] Kelsen, Hans, *Allgemeine Theorie der Normen*, Manz - Verlag, Wein, 1979.
- [11] Dworkin Rolald, *Taking Rights Seriously* (2nd imp, Harvard University Press, 1978) .
- [12] Wittgenstein, Ludwig, *Tractatus Logico-Philosophicus* (奥雅博訳「論理哲学論考」『ウィトゲンシュタイン全集1』大修館書店, 1975, 1-120頁; 野矢茂樹訳『論理哲学論考』岩波書店, 2003. 中平浩司訳『論理哲学論考』筑摩書房, 2005).
- [13] Wittgenstein, Ludwig, *Philosophische Untersuchungen*, 4. Aufl., Suhrkamp, 1980.
- [14] Yoshino, Hajime, "Ueber die Notwendigkeit einer besonderen Normenlogik als Methode der juristischen Logik," in: Klug, U. et al. (Hrsg.), *Gesetzgebungstheorie, Juristische Logik, Zivil- und Prozessrecht*, Berlin/Heidelberg/ New York, Springer Verlag, 1978, S.140ff.
- [15] Yoshino, Hajime, "Die Logische Struktur der Argumentation bei der Juristischen Entscheidung," in: Aarnio, Niiniluoto, Uusitalo(Hrsg.), *Methodologie und Erkenntnistheorie der juristischen Argumentation*, Rechtstheorie Beif. 2, Berlin, Duncker Humblot Verlag, 1981, S. 235ff.
- [16] Yoshino, Hajime, "Zur Anwendbarkeit der Regeln der Logik auf Rechtsnormen," in: *Die Reine Rechtslehre in wissenschaftlicher Diskussion* (Schriftenreihe des Hans Kelsen-Instituts Band 7), Wien, Manz Verlag, 1982, S. 142ff.
- [17] Yoshino, Hajime, "About the Applicability of the Principles of Logic to Legal Norm," in: *Keio Law Journal*, Vol.65, No. 12 (1992), pp.

- 472-512.
- [18] Yoshino, Hajime, "The Systematization of Legal Meta-inference," in: *Proc. The Fifth International Conference on Artificial Intelligence and Law*, (College Park, MD USA, May 21-24, 1995), Baltimore MD, ACM (The Association for Computing Machinery), 1995, pp. 266-275.
- [19] Yoshino, Hajime, "Logical Structure of Contract Law System - For Constructing a Knowledge Base of the United Nations Convention on Contracts for the International Sale of Goods," in: *Journal of Advanced Computational Intelligence*, vol.2, no. 1, Tokyo, Fuji Technology Press, 1998, pp.2-11.
- [20] Yoshino, Hajime, "Tractatus Logico-Juridicus(1)," 『明治学院論叢 法学研究』第75号, 抜刷, 2003年, 1-29頁.
- [21] Yoshino, Hajime, "Logical Structure of Change of Legal Relation and it's Formalization in Legal Knowledge Base System" 吉野一, 『明治学院論叢法学研究』81号, 2007年, 29-67頁.
- [22] Sakurai, Seiichiro and Yoshino, Hajime, "Identification of Implicit Legal Requirements with Legal Abstract Knowledge" in: *Proc. The Fourth International Conference on Artificial Intelligence and Law*, ACM (The Association for Computing Machinery), 1993, pp. 298-305. (with Sakurai)
- [23] 碧海純一著『新版法哲学概論〔全訂第2版補正版〕』, 弘文堂, 2000.
- [24] 井上達夫「法が存在と規範性: R.ドウォーキン」の法理論に関する一註釈 上原行雄・長尾龍一編『自由と規範: 法哲学の現代的展開』東京大学出版会, 1985, 17頁以下.
- [25] 美濃部達吉『ケルゼン学説の批判』日本評論社, 1935.
- [26] 八木鉄男「法は存在か当否か」, ホセ・ヨンパルト=三島淑臣編『法の理論』第11巻, 成文堂, 1991, 17-58頁.
- [27] 横田喜三郎著『純粹法学論集』第1巻, 有斐閣, 1976.
- [28] 吉野一「経験的文化科学としての法学—エミール・ラスクの法学方法論—」『法思想の諸相—法哲学年報1969年』有斐閣, 1970, 207頁以下.
- [29] 吉野一「論理法則の法規範への適用可能性について」『明治学院大学法学部二十周年論文集—法と政治の現代的課題』第一法規, 1987, 421頁以下.
- [30] 吉野一「法規範の理論の着想」『判例タイムズ』557号, 判例タイムズ社, 1985, 6頁以下.
- [31] 吉野一「法論理学—数学的論理学の法規範への直接適用」『現代法哲学1巻—法理論』東京大学出版会, 1983, 197頁以下.
- [32] 吉野一「契約法の構造—国連売買条約を例として」『私法』59号, 1997, 215頁以下.
- [33] 吉野一「国際売買契約法の知識構造—論理法学の視点から—」『法社会学年報』49号, 1997, 173-177頁.
- [34] 吉野一「論理法学論考(1)」『法学研究 松岡和生教授退職記念号(67明治学院論叢629号)』, 1999, 1-19頁.
- [35] 吉野一編者代表『法律と人工知能』創成社, 2000.
- [36] 吉野一「法創造推論と法創造教育」『人工知能学会誌』19巻5号, 2004, 530頁以下.
- [37] 吉野一「[リーガルメソッド]における法的思考力の育成—事例に基づくサイバー模擬裁判を利用した法創造教育」, 『明治学院大学法科大学院ローレビュー』第5号, 2006, 1頁以下.

注

- (1) 概念 (concept) とは何かを定義することは難しい。森宏一編『哲学辞典〔新装版〕』によれば, 事物やその過程の本質的諸特徴を反映する思考形式で, 人間の思考活動の基本的単位をいう(同書, 50頁 (青木書店, 1995))。フリー百科事典「ウィキペディア (Wikipedia)」によると, 概念とは, 物事の総括的・概括的な意味のことで, ある事柄に対して共通事項を包括し, 抽象・普遍化してとらえた意味内容で, 普通, 思考活動の基盤となる基本的な形態として頭の中でとらえたものとされる。このような定義からイメージされるものは共有できよう。しかし, 私は, 「法の概念」の「概念」の定義を厳密に行うことは避け, 法の概念の問題は, 「法とは何か」という問に答えることとして扱うことにしたのである。
- (2) これについては, 横田・美濃部論争を参照。参考文献 [25], [27]。
- (3) これについては, Hart・Fuller論争を参照。参考文献 [1], [3] [4]。
- (4) 碧海純一『新版法哲学概論〔全訂第二版補正版〕』(弘文堂, 2000) 52頁以下参照。
- (5) 碧海・前掲注 (4) 41頁。
- (6) 例えば, 「法は強制される社会規範である」とする強制説などは法と道徳や習俗との間の共通する性質と相違する性質を述べるものである。
- (7) 碧海・前掲注 (4) 42頁以下。
- (8) 参考文献 [28] 参照。
- (9) 論理的方法については, 本稿において述べると記述が多くなりすぎるので, 論理学の教科書等を参考にされたい。
- (10) 『世界大百科事典』(平凡社) の物理学の項目を参照。
- (11) 後述2.3.2参照。
- (12) 論理学においては, 命題が「真」または「偽」

の2値の真理値をとる体系を2値論理と呼ぶ。この立場の他に、「真」、「偽」および「不明」の3値を、あるいはそれ以上の値を、認める論理もある。これを3値論理、あるいは多値論理と呼ぶ。前者は現代論理学における古典的立場であり、筆者はもっぱら古典論理の適用に自己の任務を限定している。

- (13) この点については、参考文献 [14] [16] [17] [29] [31] を参照。
- (14) 私は、真偽の二値でしか法の世界を形式化できないと主張するものではない。民事訴訟法や刑事訴訟法では、真偽不明を前提にした証明責任の概念を用いる。このような世界を形式化するには、三値論理が有効であるかもしれない。
- (15) 注 (13) の文献参照。
- (16) Cf. [7] 2. Aufl. S. 3-24, English translation by Knight, pp.3-23, 横田喜三郎訳41頁以下。
- (17) 科学とは何かを一義的に定義することは難しい。ここでは私の科学観を述べることにする。私にとっての科学は、現象についての首尾一貫した体系的な説明を与える理論であり、その定立する理論あるいは命題の妥当性あるいは非妥当性が、何らかの仕方でも主観的に吟味できるものである。
- (18) 碧海・前掲注4) 136頁以下参照。
- (19) 法律家は、法文の意味について議論する。もちろん、法文そのものについても議論するが、それはあくまで法文の意味を同定するための手段として行う。規範的意味としての法が、法学の、とりわけ実定法解釈学の対象である。
- (20) 真偽概念の法規範への適用可能性について、Kelsenの見解は変化している。初期はそれを当然のこととして前提としていた。中期は、規範については適用できないが、規範について記述する命題については適用できるとした。最終期は、すべてを否定した。Cf. [29] 422-423頁
- (21) Cf. [7] 2. Aufl., S. 76f, English translation by Knight pp.74-75.
- (22) 参考文献 [16] [30] 参照。
- (23) Cf. [7] 1. Aufl., S. 30f., 2. Aufl., S. 55-59, English translation by Knight pp.54-58, 横田訳, 54頁。
- (24) Cf. [6] p.78f, 97ff. [矢崎光圀監訳] 90頁 [石井幸三], 109頁以下 [松浦好治]。
- (25) 同定したものは、ここにあげるものの他にもあるが省略する。
- (26) 論理法学は、諸法文の効力関係についての分析をH. Kelsenの法段階説を参考にした。Cf. [7] 2. Aufl., S. 196-230, English Translation by Knight, pp.193-224, 横田喜三郎訳101-119頁参照。しかし、論理法学の主張が、ケルゼンのそれと違う点は、ケルゼンは法を規範として捉え法規範の効力を論じるが、論理法学は法文から出発して法文の効力を論じる点、ケルゼンは法規

範と法規範の効力を基礎づける法規範の関係を論理的に分析していないが、論理法学は法文と法文の効力を基礎づける法文の関係を論理的に分析し、後者を前者のメタ法文として把握し両者の論理的関係を明らかにしている点、ケルゼンは法文の効力を基礎づける論理的証明を提供していないが、論理法学は法文が効力あることを論理的に証明できるモデルを提供している点などにある。

- (27) 法文の効力体系については、この論文の次の論文として詳細に論究することにした。